

會社ハ大百委員會ノ提議ヲ待テ各科ノ責任者ニ計リ其一部ヲ承認スル事トシ
 十八日ノ承認書ヲ以テ九月九日ヨリ委員行スベキ日ヲ希望シタリ
 然レニ委員等ハ此レヲ肯ゼズ更ニ委員行ヲ延期セシトテ希望シタリ
 フ提議者モホリシレドモ會社ノ利害ト相隔リ到底認容シ難ク遺憾ナカラシ
 シタルニ相承息業中ノ全工場ニ對シ直々ニ煽動ヲ始メ工場一部ヲ占領シテ從業
 大會ヲ開キ夕刻ニ至ル迄會社ニ對シ示威ノ氣勢ヲ持テテ會社ハ作業ノ危険
 極メテ九月九日朝臨時休業ヲ命ジ彼等ノ及有ラ促ス所アリ然レニ同日午後三時從業
 員一同代表委員等トシテ工場四氏代表社要求書ヲ提出シタルニ件ヲ直々ニ會社
 漢金會議議決シテ其ノ要求條件ハ會社經營方針ニ反對シ或ハ重役ノ退任ニ
 或ハ工場補助員ヨリ解雇セラレタルノ復職ヲ迫ル等一經學者之場ヨリ同意
 條件ヲ以テ此ノ儘ニテハ到テ協調ヲ保持スル能ハサルヲ認メ茲ニ全員ヲ解
 フ開議スルノ餘儀ナシトシテ九月九日午後三時從業員ハ會社ニ對シ示威
 二場ヲ以テ復職ヲ希望シテハ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 一、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 二、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 三、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 四、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 五、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 六、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 七、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 八、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 九、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限
 十、從業員ハ再行解雇セザルニテ從前勤勞年數ヲ以テ給料ニテ決定スル限

大正十五年一月二十二日

共同印刷株式會社

出版労働組合機關紙

發行人 上野山 博

月刊 時代 (號外)

極度の

生活不安に突落され

共同印刷所 從業員蹶起す!!!

階級的大争議を援助せよ!

我出版

労働組合の根據地であ
 る博文館印刷所では昨年未何を思つたか
 博文、精美堂を以て共同印刷所と改称し
 新トラストを形成したのであるが、そ
 れは會社側として既に或る重大なる陰謀
 を策して来たのであつた。

一月八日、突如、會社は、事業不振の
 爲目を以て、經費削減を主張し、貯品科
 廿七名、鑄造科百五十五名に對しては、
 一ヶ月中廿日間出勤、鐵工七十五名に對
 しては一ヶ月中十五日出勤せよと命令し
 て来た。

我々労働者は、實にその日頃の給料
 で漸く生活してゐる状態なるにも拘はら
 ず、唯だアツナリと會社の事情に依るが
 らず、強要されるは、オトナシク

する事に對しては、到底承認出來るもの
 ではなく、直ちに從業員大會を開き「人
 員調整案」なるものを作成した。

人員調

案とは、各科の狀
 態を調査し、事實仕事があつて人員不足の
 科に、たとへば、自働科に十名、凸版に
 五名、輪轉に何名といふ様に割當てをや
 つて、鐵工、鑄造の仕事が、復活するま
 で就業せしめて、生活不安を除去して貰
 ひ度いとの意見であつた。

しかるに、會社側は、吾々のこの誠意
 を以てした具體案に對して何と答へたか
 「會社としては、何うしても經費を削減
 せねばならぬ。それで鑄造、貯品を通じ
 て、十七名だけ他科へ廻し、それより以
 上は、何うしても最初の提案通りにして

名の強要案は總ストライキを敢行する
 に至つた。二十日午後交渉委員は會見し
 左の要請書を提出すると共に二十一日午
 後一時回答を待つ事を約した。

要求書内容

- 一、三科は從前通りにす
ること
- 二、會社三幹部の排斥
- 三、舊精美堂解雇者の復
職
- 四、新共濟會規約の實施
- 五、給料を月末一日前に
支拂ふこと
- 六、忌引期間中給料全額
支拂
- 七、産前産後の三週間日
給支拂
- 八、新共同印刷株式會社
の工場規約改正に工員
代表を參加せしめるこ
と
- 九、本争議中の日給全額
支拂
- 一〇、本争議のため犧牲
者を出さざること

御得意

先を訪問し、大正二日
 位長く一週間で解決しますから」と訴